

立正大学同窓会慶弔見舞金取扱要領

- 第1条 立正大学同窓会慶弔ならびに見舞金に関する事項は、この取扱要領で定める。
- 第2条 この取扱要領は以下の各号に定める者に適用する。
- (1) 会則第5条-1に定める者（正会員）
 - (2) 会則第5条-2に定める者（特別会員）および名誉教授、勤続20年以上で退職した教職員
 - (3) 立正大学および立正大学大学院の在校生
 - (4) 会則第7条に定める者（役員）および支部同窓会の支部長・事務局長
- 第3条 第2条に定める者への慶弔見舞は別表の定めによって行う。
- 第4条 第2条1項に定める者の死亡弔慰については、本部事務局に連絡があり、葬儀日程の範囲内で弔慰を表することができる。
- 第5条 第2条に定める者が火災風水害などの災害に罹災した場合は被害実情に応じて総務委員会の議を経て会長の決裁により見舞金を支給することができる。
2. 広域大規模災害罹災については総務委員会の議を経て会長の決裁により適切かつ必要な対策を講じることができる。
- 第6条 立正大学同窓会の発展に特別に寄与した者には総務委員会の議を経て会長の決裁により感謝状と記念品を贈呈することができる。
- 第7条 各都道府県支部が継続して活動した場合は、総務委員会の議を経て会長の決裁によりその功績を顕彰することができる。
- 第8条 本取扱要領に定めのない場合は、実情に応じて総務委員会の議を経て会長の決裁により取り扱うことができる。
- 附 則
1. 本取扱要領の改廃は総務委員会で審議し理事会で決定する。
 2. この要領は平成12年4月1日より施行
 3. 平成18年12月9日改正・平成18年12月9日施行
 4. 平成21年4月25日改正・平成21年4月25日施行
 5. 平成27年10月17日改正・平成27年10月17日施行

別表

立正大学同窓会慶弔見舞金取扱要領

種 別	適 用 区 分		金 額 等
	慶弔見舞金取扱要領に定める区分と適用		
結 婚 祝	第2条4項に定める者（役員）	本人在任中	10,000円
死 亡 弔 慰	第2条4項に定める者（役員）	本人在任中	弔電・生花料
	第2条4項に定める役員退任者	本人	弔電・弔慰金 10,000円
	第2条1項に定める者（正会員）	本人	弔電
	第2条2項に定める者（教職員）	本人	弔電
	第2条3項に定める者（在校生）	本人 (終身会費納入済の者)	弔電・生花料
傷 病 見 舞	第2条4項に定める者（役員）	本人在任中	入院1ヶ月以上 10,000円
火災風水害等 見 舞 金	第2条に定める者	本人	被害実情に応じ上限 30,000円以内で総務委 員会の議により会長の 決裁
広 域 大 規 模 災 害			